

BYOD 規程

- ◆ 携帯電話・スマートフォンは、原則校内での使用禁止。タブレットは、校内での使用可。
(携帯電話・スマートフォン規定、タブレット使用規定は別途定める。)

【携帯電話・スマートフォン使用規定】

1. 目的

本規定は、本校生徒の携帯電話・スマートフォンの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 基本的な取り扱いについて

- (1) 原則、校内使用禁止。
- (2) 校内では電源を切り、鞆の中またはロッカーに入れておくこと。

但し、以下の場合は使用を認める。

- ① 学習活動に必要であると教職員が判断し許可した場合。
- ② 学校行事等で、生徒指導保健部により協議し許可した場合。
- ③ 緊急連絡等で、必要であると教職員が判断し許可した場合。

- (3) 放課後、必要な場合のみ校内での使用を可能とする。(休日の取り扱いも同様とする。)

3. その他

次のような事案については、本校の生徒指導に関する規程・申し合わせに基づいた指導を行う。

- (1) 許可なく校内で使用した場合。
- (2) 許可した内容以外での使用をした場合。
- (3) 他人の個人情報盗み出す行為や、著作権・肖像権を侵害する行為等、法に反する行為を行った場合。
- (4) 校外外で撮影した個人が特定される(制服、部活のユニフォーム等)写真や動画、音声を SNS 等のインターネット上に許可なく掲載した場合。
- (5) 他人のプライバシー権を侵害したり、誹謗中傷する発信等を行った場合。
- (6) その他、学校長が教育上指導の必要性があると判断した場合。

上記項目に該当する行為があり、生徒指導上必要と認められた場合、本人及び保護者等の同意の下、携帯電話・スマートフォンを預かることがある。それにより生じる不利益は、本人の責任とする。

4. 附 則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。また、必要に応じて順次改定する。

令和 5 年 4 月 1 日一部改定。

【タブレット使用規定】

1. 目的

本規定は、本校生徒のタブレットの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 基本的な取り扱いについて

- (1) 他者への貸借禁止。ID・パスワードの管理を徹底すること(他者に教えてはいけない)。
- (2) 校内 Wi-Fi に接続できる端末は、学校が認めたタブレットの一人1端末とする。
- (3) 個人でアプリケーションを追加することはできない(MDM(モバイルデバイスマネージャー)システムで管理)。
- (4) iOS は最新の状態にしておくこと。各種アプリケーションのアップデートを行い最新の状態にしておくこと。
- (5) 設定を変更することを禁止する。
- (6) 毎日持ち帰り、家庭で充電してくること。

3. 校内での使用について

- (1) 教職員の指示に基づき、適切に使用すること。
- (2) 許可なく写真や動画の撮影および録音をしないこと。
- (3) 教室等で充電しないこと。
- (4) 教科書やノートと同様に学校に持参し学習活動を行うこと(毎日持ち帰ること)。
- (5) 学習目的以外でタブレットを使用しないこと。
- (6) タブレットに付属する機器(カメラ・イヤホン等)の使用は教職員の許可を得ること。
- (7) 他人のタブレットを使用しないこと
- (8) 使用しないときは、机の中や鞆に入れておくこと。教室移動の際は、ロッカーに入れておくこと。
- (9) 紛失や盗難に十分注意すること。

4. 校外での使用について

- (1) 登下校中等、歩きながらタブレットを使用しないこと。
- (2) ルールやマナーを意識し使用すること。
- (3) 家族以外の人に使用させることがないようにすること。
- (4) 紛失や盗難に十分注意すること。

5. その他

次のような事案については、本校の生徒指導に関する規程に基づいた指導を行う。

- (1) 他人の個人情報盗み出す行為や、著作権・肖像権を侵害する行為等、法に反する行為を行った場合。
- (2) 校内外で撮影した個人が特定される(制服、部活のユニフォーム等)写真や動画、音声を SNS 等のインターネット上に許可なく掲載した場合。
- (3) 他人のプライバシー権を侵害したり、誹謗中傷する発信等を行った場合。
- (4) その他、学校長が教育上指導の必要性があると判断した場合。

上記項目に該当する行為があり、生徒指導上必要と認められた場合、本人及び保護者等の同意の下、携帯電話・スマートフォンを預かることがある。それにより生じる不利益は、本人の責任とする。

6. 附 則

この規定は、令和4年4月1日より施行する。また、必要に応じて順次改定する。